

【議案3】

☆ オブザーバーの承認と今後の承認手続きの取扱いについて（案）

（「会則」第6条第4項、同条第8項第四号及び第7条第3項関係）

1 オブザーバーの承認について

- 資料1「東京都居住支援協議会『設立総会』出席者名簿」の2ページ目及び3ページ目に記載の各区市について、東京都居住支援協議会設立時のオブザーバーとして承認する。

2 今後のオブザーバー承認手続きの取扱いについて

- 以下のとおりとする。
 - オブザーバーは、事業年度期間中のいつでも、その参加申請を受け付けるものとする。
 - 区市町村については、参加申請のあった団体が以下のいずれかに適合する場合には、オブザーバー参加の承認を受けたものとみなす。
 - ・ 居住支援協議会が既に設立されている区市町村
 - ・ 居住支援協議会の設立を具体的に検討中であると会長が認める区市町村
 - 区市町村以外の団体については、東京都居住支援協議会の目的を達成するために必要と考えられる団体等について、個別に、総会の議決を経て、オブザーバー参加を承認する。